別添１　集団的肉豚能力向上支援事業

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和７年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和７年１月２４日付け６農畜機第６７４１号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第２　事業の内容

公募団体は、産子数や飼料効率の向上等による生産コストの低減を図るため、次に掲げる事業を実施するものとする。また、生産者集団等が１から３までの事業を行う場合は、その実施に要する経費の一部について補助するものとする。

１　純粋種豚等の導入

組織的な能力向上を図る豚能力向上推進計画に基づく、産子等の広域的な利用に資する海外純粋種豚（以下「特定海外純粋種豚」という。）その他の純粋種豚又は純粋種豚生産のための家畜人工授精用精液の導入

２　一代雑種雌豚の導入

純粋種豚の能力向上に寄与するための一代雑種雌豚の導入

３　特色ある肉豚生産のための種豚の導入

集団的な取組としてバークシャー種やアグー等を用いた特色ある肉豚の生産性向上に資する種豚の導入

４　事業の推進指導

１から３までの事業の円滑な推進を図るための現地指導等。ただし、公募団体が第３の２の（１）のアの生産者集団等又は同（１）のウの事業に参加する生産者を指導する場合に限る。

第３　事業の実施

１　事業実施要領の作成

公募団体は、第２の１から３までの事業により生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成して理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　事業の要件

（１）生産者集団等

ア　生産者集団等は、養豚業を営む者（３戸以上）で構成される地域の生産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合

連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又はその他理事長が適当と認める団体とする。

イ　生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。また、公募団体が生産者集団である場合も同様とする。

（ア）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び生産者に関する事項

（イ）生産者集団の組織及び運営に関する事項

（ウ）生産者集団の活動に関する事項

（エ）会計並びに補助金の管理及び使途に関する事項

ウ　第２の１から３までの事業に参加する生産者（公募団体又は生産者集団等から純粋種豚等の貸付を受けるなど事業に参加する者及び自ら純粋種豚等を利用等する公募団体を含む。以下「事業に参加する生産者」という。）は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者とする。

（ア）令和７年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和５０年２月１３日付け５０畜Ｂ第３０３号農林事務次官依命通知）第２の（１）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補塡に関する基本契約及び配合飼料の価格差補塡に関する毎年度行われる数量契約（以下このウにおいて「契約」という。）の締結をしている者であること。

（イ）令和６年度及び令和７年度のいずれも契約を締結していない者であること。

（ウ）令和６年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和７年度に契約を締結していない者であること。

（２）第２の１の事業で補助対象となる純粋種豚及び家畜人工授精用精液

ア　品種等（純粋種豚及び家畜人工授精用精液共通）

品種はランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種のほか、理事長が特に認めるものであって、事業に参加する生産者が所有する種豚の能力向上が見込まれるものとする。

イ　純粋種豚に係る要件

（ア）月齢等

補助対象となる純粋種豚は、次に掲げるａ又はｂのいずれかの要件に該当するものとする。ただし、特定海外純粋種豚にあってはｂの要件に該当するものに限る。

ａ　国内で生産され、一般社団法人日本養豚協会（以下「養豚協会」

という。）が証明する生後３か月齢以上１５か月齢以内のもの

b　海外から導入し、養豚協会が証明する種豚登録豚で生後15か月齢以内のもの

（イ）産子の子豚登記等

a　導入後、純粋種の産子を得るための交配に使用し、３の事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）の始期から起算して３年を経過する日までに少なくとも１回はその産子の子豚登記を行うこと。

なお、この実施後においても、純粋種の産子の子豚登記及び種豚登録を行うよう努めることとする。

b　特定海外純粋種豚を導入した場合にあっては、その産子等（当該特定海外純粋種豚の精液、受精卵又は産子をいう。以下同じ。）を広域的に利用することを目的として、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置くこと。

ウ　家畜人工授精用精液に係る要件

（ア）等級等

補助対象となる精液は、次に掲げるａ又はｂのいずれかの要件に該当するものとする。

a　家畜改良増殖法（昭和２５年法律第２０９号）第４条第３項に基づく等級（以下「等級」という。）が、特級、１級又は２級の種雄豚から採取された精液

b　ａの等級のいずれかに属する海外から輸入された精液

（イ）補助対象の精液の導入後の取扱い

a　事業実施期間内に純粋種の産子を得るための家畜人工授精に使用すること。

b　導入した精液から産出された産子については、事業実施期間の始期から起算して２年を経過する日までに子豚登記を行うこと。

（３）第２の２の事業で補助対象となる一代雑種雌豚

ア　対象とする豚

補助対象とする一代雑種雌豚は、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかの要件に該当するものとする。

（ア）養豚協会が証明する一代雑種豚血統証明書又は種豚業者が交付する母豚の一腹記録簿を受けたもの（両親が種豚登録されたものに限る。）

（イ）両親のいずれか一方が種豚登録されているものであって、もう一方の親（種豚登録されていないものに限る。）が、養豚業を営む者等が広く参加する取組として全国統一手法により実施される遺伝的能力評価

（以下「全国的な遺伝的能力評価」という。）を受けたもの

イ　一代雑種雌豚の交付上限頭数

補助金の交付対象とする頭数は、事業に参加する生産者の１経営体当たり３０頭を上限とする。

また、このうちアの（イ）に該当する一代雑種雌豚については、５頭を上限とする。

ウ　繁殖成績の記録

導入した一代雑種雌豚１頭につき、別紙様式第５号の別紙に定める繁殖成績を１産以上、記録すること。

（４）第２の３の事業で補助対象となる特色ある肉豚生産のための種豚

ア　対象とする豚

補助対象とする特色ある肉豚生産のための種豚は、次に掲げる要件に該当するものとする。

（ア）血統割合の２分の１以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが養豚協会又は公的機関等が発行する証明書等により確認できるもの

（イ）導入後、特色ある肉豚を生産するために使用する種豚であって、その肉豚の血統割合の２分の１以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外の品種であることが生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等により定められているもの

イ　特色ある肉豚生産のための種豚の交付上限頭数

補助金の交付対象とする頭数は、導入する種豚が雌の場合に限り、事業に参加する生産者の１経営体当たりの繁殖豚の頭数（家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第１２条の４第１項に基づき毎年報告される繁殖豚の母豚頭数をいう。）の３分の１の頭数を上限とする。

ウ　繁殖成績の記録

導入する種豚１頭につき、別紙様式第５号の別紙に定める繁殖成績を１産以上、記録すること。

エ　能力向上に資するデータの提供

導入する種豚を生産した種豚生産者等に対し繁殖成績等の能力向上に資するデータを公募団体を通じて提供すること。

（５）補助対象豚の管理・飼養規程（純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚導入共通）

公募団体又は生産者集団等が、第２の１から３までの事業で補助対象とする純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚（以下「導入種豚」という。）を導入する場合には、次に掲げる事項についての導入種

豚の管理・飼養規程をその導入前に設けるものとする。

生産者集団等は管理・飼養規程を設けた後、これを速やかに公募団体に提出するものとする。また、公募団体は、第６の１により交付決定を受けた後、自ら実施する場合の自らの管理・飼養規程又は生産者集団等から提出された管理・飼養規程を速やかに理事長に提出するものとする。

ア　導入種豚の所有に関する事項

イ　導入種豚の飼養基準に関する事項

ウ　導入種豚の飼養場所に関する事項

エ　導入種豚の管理・飼養費に関する事項

オ　管理・飼養代表者に関する事項

カ　その他導入種豚の飼養に必要な事項

（６）補助対象豚の貸付（純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚導入共通）

公募団体が自ら又は生産者集団等が、導入種豚を生産者へ貸し付ける場合については、次の事項についての貸付契約を締結するものとする。

生産者集団等は、貸付契約を締結した後、写しを公募団体に提出するものとする。また、公募団体は、自ら締結した貸付契約書の写し及び生産者集団等が締結した貸付契約書の写しを実績報告書に添付するものとする。

ア　導入種豚の内容（品種、個体番号等）に関する規定

イ　導入種豚の貸付期間に関する規定

ウ　導入種豚の適正な飼養法に関する規定

エ　その他導入種豚の貸付に必要な規定

（７）補助対象豚の飼養期間及び取扱い（純粋種豚、一代雑種雌豚及び特色ある肉豚生産のための種豚導入共通）

導入種豚は、導入後３年間飼養することとし、当該期間の末まで飼養できなくなった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。その場合は、「畜産業振興事業の実施について」の１４の（５）に基づき当該対象豚に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。ただし、災害、盗難、疾病等導入種豚を導入した公募団体又は生産者集団等及び導入種豚の貸付を受けた者の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りでない。また、純粋種豚については、（２）のイの（イ）に定める要件を満たした後から、一代雑種雌豚については（３）のウに定める要件を満たした後から、特色ある肉豚生産のための種豚については、（４）のウに定める要件を満たした後から、それぞれ導入後３年までの間に導入種豚を処分する場合、理事長は処分により生じる収益に補助率を乗じた金額を機構に返還する条件を付し、承認することができるものとする。

（８）補助対象としない種豚及び精液

国の補助事業により導入した種豚及び精液は、第２の１から３までの事業の補助対象としないものとする。

（９）みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

ア　第２の４の事業を実施する公募団体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」という。）に基づき、交付申請時に当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート（民間事業者・自治体等向け）」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシート（民間事業者・自治体等向け）を機構に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを機構に提出するものとする。

イ　事業に参加する生産者は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」に基づき、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）（以下「環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）という。」）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）を当該生産者に貸付けを行う生産者集団等又は公募団体に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを生産者集団等又は公募団体に提出するものとする。

ウ　公募団体は、事業に参加する全ての生産者集団等から当該環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）の一覧を収集して取りまとめるとともに、自ら純粋種豚等を利用する場合及び自ら生産者に貸付けを行う場合にあっては、全ての事業に参加する生産者から当該環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）を収集の上で、これらの一覧を第６の１の交付申請時、第６の２の変更承認申請時及び第６の４の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には事業に参加する生産者の氏名及

び住所（都道府県）の情報を含めるものとする。

３　事業の実施期間

事業の実施期間は、令和７年度とする。

第４　事業の推進指導等

１　公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

２　公募団体は、第２の１から３までの事業の実施に当たっては、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業に参加する生産者へ、農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

３　生産者集団等は、都道府県の指導を受けるとともに、公募団体の指導の下、関係機関、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

４　都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等の周知徹底及び生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第５　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第２の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第６　補助金交付の手続等

１　補助金の交付申請

（１）公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに別紙様式第１号の養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

（２）公募団体は、交付申請に当たっては、事業に参加する生産者又は生産者集団等のそれぞれの所在地の都道府県知事に交付申請書の写しを送付するものとする。

２　事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変

更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第２号の養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

この場合、公募団体は、変更承認申請に当たっては、事業に参加する生産者又は生産者集団等のそれぞれの所在地の都道府県知事に変更承認申請書の写しを送付するものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業費の３０％を超える増減

（３）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、第２の１から３までの事業にあっては交付決定額の範囲内で出来高に応じて、第２の４の事業にあっては交付決定額を限度として、それぞれ補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第３号の養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

４　事業の実績報告

（１）生産者集団等は、事業完了後遅滞なく、公募団体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、この事業を完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して１か月を経過した日）までに、別紙様式第４号の養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

（２）公募団体は、実績報告に当たっては、事業に参加する生産者又は生産者集団等のそれぞれの所在地の都道府県知事に実績報告書の写しを送付するものとする。

第７　導入種豚等の管理状況等の報告

１　生産者集団等は、第２の１から３までの事業により導入種豚を導入した場合にあっては、事業実施期間の翌年度から起算して２年間は、公募団体に対し管理状況を報告するものとする。

公募団体は、報告された管理状況を取りまとめの上、自ら導入した導入種

豚の管理状況とともに、事業実施期間の翌年度から起算して２年間は、別紙様式第５号の養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）に係る管理状況報告書（以下「管理状況報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。

２　生産者集団等は、第２の１の事業により純粋種豚を導入した場合にあっては、導入した純粋種豚から産出された産子のうち、事業実施期間内に子豚登記を行うことができず報告ができなかったものについては、当該要件が満たされるまで公募団体に対し登録状況を報告するものとする。

公募団体は、報告された登録状況を取りまとめの上、当該要件を満たしていない場合は自らの登録状況とともに、毎年度、６月３０日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

３　生産者集団等は、第２の１の事業により精液を導入した場合にあっては、その精液から産出された産子のうち、事業実施期間内に子豚登記を行うことができなかったものについては、公募団体に対し登録状況を報告するものとする。

公募団体は、報告された登録状況を取りまとめの上、自ら導入した精液から産出された産子のうち、事業実施期間内に子豚登記できなかったものの登録状況とともに、令和９年６月３０日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

４　生産者集団等は、第２の２の事業により一代雑種雌豚を導入した場合にあっては、第３の２の（３）のウに基づき、事業実施期間も含め離乳頭数確認後の当該繁殖成績を取りまとめ、１産以上の報告が完了するまで公募団体に対して報告するものとする。

公募団体は、提出された繁殖成績を取りまとめの上、１産以上の報告が完了するまで自らの繁殖成績とともに、毎年度、６月３０日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

５　生産者集団等は、第２の３の事業により特色ある肉豚生産のための種豚を導入した場合にあっては、第３の２の（４）のウに基づき、事業実施期間も含め離乳頭数確認後の当該繁殖成績を取りまとめ、１産以上の報告が完了するまで公募団体に対して報告するものとする。

公募団体は、提出された繁殖成績を取りまとめの上、１産以上の報告が完了するまで自らの繁殖成績とともに、毎年度、６月３０日までに管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

第８　消費税及び地方消費税の取扱い

１　公募団体は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に

係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

２　公募団体は、１のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

３　公募団体は、１のただし書により交付申請をした場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第６号の養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（２の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第９　帳簿等の整備保管等

１　帳簿等の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

２　電磁的記録による整備保管

１に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

３　事業の実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補 助 対 象 経 費	補助率
１　純粋種豚等の導入	公募団体又は生産者集団等が実施する純粋種豚又は家畜人工授精用精液の導入に要する経費	１／２以内 ただし、特定海外純粋種豚については１頭当たり４０万円を上限、それ以外の純粋種豚については１頭当たり１０万円を上限、精液については１本当たり１万円を上限とする。
２　一代雑種雌豚の導入	公募団体又は生産者集団等が実施する一代雑種雌豚の導入に要する経費	１／2以内 ただし、１頭当たり２万円を上限とし、一経営体当たり３０頭を上限とする。 また、このうち第３の２の（３）のアの（イ）の豚は、5頭を上限とする。
３　特色ある肉豚生産のための種豚の導入	公募団体又は生産者集団等が実施する特色ある肉豚生産のための種豚の導入に要する経費	１／３以内 ただし、１頭当たり３万円を上限とし、雌については一経営体当たりの繁殖豚の３分の１の頭数を上限とする。
４　事業の推進指導	１から３までの事業の円滑な推進を図るための現地指導等に要する経費	定額

別紙様式第１号

令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年度において養豚経営安定対策補完事業(集団的肉豚能力向上支援事業)を下記のとおり実施したいので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添１の第６の１の規定に基づき、補助金　　円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容
別紙「令和　年度養豚経営安定対策補完事業(集団的肉豚能力向上支援事業)実施計画」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区　分	事 業 費	負 担 区 分		備考
		機構補助金	その他	
１　純粋種豚等の導入 ２　一代雑種雌豚の導入				

3　特色ある肉豚生産のための種豚の導入 4　事業推進指導				
合　計				

4　事業実施期間

（1）事業着手年月日　　令和　年　月　日

（2）事業完了予定年月日　　令和　年　月　日

5　添付書類

（1）定款又は規約

（2）最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

（3）環境負荷低減チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

（4）環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）の一覧

（注）添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第１号の別紙

令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）実施計画

１　生産者集団の概要

生産者集団の名称	所属する生産者名	住　　所	飼　養　頭　数			前年度出荷頭数（実績）
			主な経営形態	子取り用雌豚頭数	種雄豚	
				頭	頭	頭
				頭	頭	頭
				頭	頭	頭
				頭	頭	頭
				頭	頭	頭
計　　人			合計	頭	頭	頭

（注）１　生産者集団の概要は、公募団体が生産者集団である場合及び公募団体が生産者集団へ補助する場合に記入すること。

２　「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫経営の区分を記載すること。

３　子取り用雌豚は、生後６か月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。

２　集団的肉豚能力向上支援

（１）豚能力向上推進計画

現状の能力	この事業での改善点

（注）１　所有する純粋種豚の現状の能力とこの事業による種豚の導入等で改善される具体的な能力に関する事項を、それぞれの欄に記入すること。

２　出来る限り数値の根拠となる資料又はパンフレット等を添付すること。

（２）純粋種豚の導入

生産者名	品種	導入種豚頭数															事業費（円）	負担区分（円）		備考 上段：事業費（税抜）下段：消費税
		特定海外純粋種豚				その他								合計				機構補助金	その他	
						海外導入種豚				国内導入種豚										
		雄	雌	計	事業費（円）	雄	雌	計	事業費（円）	雄	雌	計	事業費（円）	雄	雌	計				
合計	名																			

（注）１　一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。

２　「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。

３　実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した純粋種豚及びその産子の養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入種豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入種豚の貸付契約書の写しを添付すること。

４　補助を受けて特定海外純粋種豚を導入した場合は、実績報告書の提出時に、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置いたことが分かる資料の写しを添付すること。

５　導入年度内に当該豚の産子を子豚登記できなかった場合は、第７の２により導入年度以降も当該要件が満たされるまで、当該豚の産子の子豚登記証明書の写しを添付し報告すること。

（３）家畜人工授精用精液の導入

生産者名	品種	導入計画 本数 （本）	事業費 （円）	負担区分（円）		種付雌豚の 血統証明 番号	産子の子豚 登記の有無	備考 上段：事業費（税抜） 下段：消費税
				機構 補助金	その他			
合計　　名								

（注）１　一生産者が複数の品種の精液を購入する場合は、品種ごとに記入すること。

２　「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。

３　実績報告書の提出時には、別紙様式第５号の別紙に準じて作成した導入精液１本ごとの使用状況がわかる書類に、補助対象となる導入精液の精液証明書、補助を受けて導入した精液から産出された産子の養豚協会が発行する子豚登記証明書又は種豚登録証明書の写し、導入精液の購入金額がわかる領収書等の写し、家畜人工授精に使用された日がわかる書類等の写し（家畜人工授精記録台帳の写し等）を添付すること。なお、不受胎等で産子が得られなかった場合は、獣医師等の証明の写し等を実績報告書に添付すること。

４　導入年度内に当該精液から産出された産子を子豚登記できなかった場合は、第７の３により導入年度後に、当該精液から産出された産子の子豚登記証明書の写しを添付し報告すること。

（４）一代雑種雌豚の導入

生産者名	品種	導入頭数（頭）			事業費（円）	負担区分（円）		備考 上段：事業費（税抜） 下段：消費税
		①	②	計		機構補助金	その他	
合計　　名								

（注）１　一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。

２　「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。

３　「導入頭数」欄には、第３の２の（３）のアの（ア）の豚の頭数を「①」として、第３の２の（３）のアの（イ）の豚の頭数を「②」として、それぞれ記載すること。

４　実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した一代雑種雌豚１頭ごとに、導入母豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入母豚の貸付契約書の写しとともに、第３の２の（３）のアの（ア）の豚にあっては、養豚協会が発行する導入種豚の一代雑種豚血統証明書の写し又は同協会が発行する母豚の一腹記録簿の写しを、第３の２の（３）のアの（イ）の豚にあっては、同協会が発行する両親のいずれか一方の種豚登録証明書の写し、もう一方の親の全国的な遺伝的能力評価を受けたことがわかる書面等の写し及び導入種豚と両親との親子関係がわかる書面の写しを、

それぞれ添付すること。なお、提出する一腹記録簿により親の種豚登録が確認できないときは、当該一腹記録簿により種豚登録が確認できない親の種豚登録証明書の写しを合わせて添付すること。

5　導入した一代雑種雌豚に係る繁殖成績については１産以上報告することとするが、導入年度内に当該報告が出来なかった場合は、第７の４により導入年度以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

（５）特色ある肉豚生産のための種豚の導入

生産者名	生産する特色ある肉豚の名称	導入種豚の品種	導入頭数（頭）			事業費（円）	負担区分（円）		備考 上段：事業費（税抜） 下段：消費税
			雄	雌	計		機構補助金	その他	
合計　　名									

（注）１　一生産者が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。

２　「生産者名」欄には、公募団体が生産者集団等へ補助する場合、生産者集団等の名称を併記すること。

３　「生産する特色ある肉豚の名称」欄には、生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等に基づき生産される肉豚の名称を記載すること。

４　生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等（補助を受けて導入した特色ある肉豚生産のための種豚から産出される産子の血統割合の２分の１以上がランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種以外であることが確認できるもの）及び家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第12条の４第１項に基づく家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告書の写しを添付すること。ただし、新規就農等により定期報告書の写しがない生産者についてはこの限りでない。

5　実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した特色ある肉豚生産のための種豚１頭ごとに養豚協会又は公的機関等が発行する血統割合が確認できる証明書等の写し、導入種豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入種豚の貸付契約書の写しを添付すること。

6　導入した特色ある肉豚生産のための種豚に係る繁殖成績については１産以上報告することとするが、導入年度内に当該報告が出来なかった場合は、第７の５により導入年度以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

（６）事業推進指導

時期	内容	事業費（円）	負担区分（円）		備考（積算基礎）
			機構補助金	その他	
合計					

３　家畜共済への積極的な加入促進

時期	取組内容	備考

別紙様式第２号

令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金交付変更承認申請書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添１の第６の２の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

２　事業の内容
別紙「令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）実施計画（変更）」のとおり

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区　分	事 業 費	負 担 区 分		備考
		機構補助金	その他	
１　純粋種豚等の導入 ２　一代雑種雌豚の導入 ３　特色ある肉豚生産のための種豚の導入				

４　事業推進指導				
合　計				

（注）２及び３については、別紙様式第１号の様式に準じて作成するものとし、変更部分が容易に比較できるよう変更前を（　）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第３号

令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）について、下記により金円を概算払により支払われたく、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添１の第６の３の（２）の規定に基づき請求します。

記

１　概算払請求額

（単位：円、％）

区分	交付決定		事業遂行状況（令和　年　月　日現在）			既概算払受領額④	今回概算払請求額⑤	令和　年　月　日までの予定出来高（④+⑤）/②	残額②-④-⑤
	事業費①	機構補助金②	事業費③	機構補助金	事業費出来高③/①				
１　純粋種豚等の導入 ２　一代雑種雌豚の導入 ３　特色ある肉豚生産の	円	円	円	円	％	円	円	％	円

ための種豚の導入 ４　事業推進指導									
合計									

（注）１　それぞれの事業項目ごとに記載することとし、第２の１から３までの事業にあっては、交付決定額の範囲内で出来高に応じて概算払ができるものとし、「事業費出来高」欄を記入の上、請求時点での事業費の支出実績を添付すること。

２　第２の４の事業にあっては、交付決定額を限度として概算払ができるものとし、「事業費出来高」及び「令和　年　月　日までの予定出来高」欄を記入の上、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先

金融機関名及び支店名　　銀行　　支店

振込口座種類及び口座番号　　普通・当座

口座名義人（ﾌﾘｶﾞﾅ）

別紙様式第４号

令和　　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）について、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添１の第６の４の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額金　　円を支払われたく請求します。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

別紙「令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）実績書」のとおり

（注）別紙様式第１号の別紙の事業実施計画に準じて作成すること。

３　事業に係る精算額

（単位：円）

区　分	交付決定額	実績額 ①	概算払額 ②	精算額 ①－②
１　純粋種豚等の導入 ２　一代雑種雌豚の導入 ３　特色ある肉豚生産のための種豚の導入				

４　事業推進指導				
合　計				

４　事業実施期間

（１）事業着手年月日　　令和　年　月　日

（２）事業完了年月日　　令和　年　月　日

５　振込先

金融機関名及び支店名　　銀行　　支店

振込口座種類及び口座番号　　普通・当座

口座名義人（ﾌﾘｶﾞﾅ）

６　添付書類

（１）環境負荷低減チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

（２）環境負荷低減チェックシート（畜産経営体向け）の一覧

別紙様式第５号

令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）に係る管理状況報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年度における養豚経営安定対策補完事業(集団的肉豚能力向上支援事業)により導入した純粋種豚等の管理状況について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添１の第７の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙「令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）に係る管理状況」のとおり

該当項目の□内にチェックを入れること
□純粋種豚
□家畜人工授精用精液
□一代雑種雌豚
□特色ある肉豚生産のための種豚

別紙様式第５号の別紙

令和　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）に係る管理状況
（令和　　年度導入、令和　年３月３１日現在）

１　純粋種豚の導入

生産者名	整理番号	種豚の種類	血統証明番号	品種	性別	生年月日	導入年月日	淘汰年月日	分娩回数	産子を子豚登記した日
計　　人	計　　頭									

（注）１　補助を受けて導入した純粋種豚について、事業実施期間の翌年度から起算して２年間、毎年度、３月３１日現在における管理状況について翌年度の６月３０日までに報告すること。

２　種豚の種類欄は、養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）実績書に記載した導入種豚頭数の区分に応じ「特定海外純粋種豚」、「海外導入種豚」又は「国内導入種豚」と記載すること。

３　補助を受けて導入した純粋種豚について、導入年度後に当該豚の産子を子豚登記した場合には、当該豚の産子の子豚登記証明書の写しを添付すること。

４　当該豚の産子を子豚登記できなかった場合は、「産子を子豚登記した日」の欄に、その理由（不妊、流産、死産、奇形等）を記入すること。

５　補助を受けて特定海外純粋種豚を導入した場合は、当該特定海外純粋種豚の情報及びその産子等の利用を受けるための

方法を広く種豚生産者等が閲覧できる状態に置いたことが分かる資料の写しを添付すること。

6　「分娩回数」の欄には、導入した雌の総分娩回数を記入すること。

7　生産コストの低減を図るために、補助を受けて導入した純粋種豚に係る産子数、飼料効率の向上等のデータの収集に努めること。

２　家畜人工授精用精液の導入

生産者名	購入年月日	精液証明書		注入年月日	注入した母豚		産子		産子を子豚登記した日
		品種	血統証明番号		品種	血統証明番号	生年月日	正常産子数	
計　　人	計　　本								

（注）１　補助を受けて導入した精液から産出された産子については、令和９年３月３１日現在における登記状況について翌年度の６月３０日までに報告すること。

２　補助を受けて導入した精液から産出された産子について、導入年度後に当該精液からの産子を子豚登記した場合には、当該精液からの産子の子豚登記証明書の写しを添付すること。

３　当該精液から産出された産子を子豚登記できなかった場合は、「産子を子豚登記した日」の欄に、その理由（不受胎、流産、死産、奇形等）を記入し獣医師等の証明書を添付すること。

４　生産コストの低減を図るために、補助を受けて導入した家畜人工授精用精液に係る産子数、飼料効率の向上等のデータの収集に努めること。

３　一代雑種雌豚の導入

生産者名	血統証明を添付する場合（必須）			一腹記録簿を添付する場合（必須）			全国的な遺伝的能力評価を受けたことがわかる書面等を添付する場合			淘汰年月日	産次	分娩日	繁殖成績				
	導入種豚の耳標番号等	父豚の耳標番号等号等	母豚の耳標番号等	導入種豚の記録簿の通し番号	父豚の耳標番号等	母豚の耳標番号等	導入種豚の耳標番号等	父豚の耳標番号等	母豚の耳標番号等				総産子数	うち正常産子数	哺乳開始頭数	うち里子	離乳頭数

（注）１　補助を受けて導入した一代雑種雌豚について、事業実施期間の翌年度から起算して２年間、毎年度、３月３１日現在における管理状況について、翌年度の６月３０日までに報告すること。

２　導入した一代雑種雌豚に係る繁殖成績については導入した年度の翌年度分まで、１産以上報告することとするが、（注）１による当該報告ができなかった場合は、第７の４により導入年度後以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

３　家畜改良のために農林水産省、養豚協会、（独）家畜改良センター等にデータ提供される場合があることについて、あらかじめ事業に参加する生産者から同意を得た上で提出すること。

４　特色ある肉豚生産のための種豚の導入

生産者名	生産した特色ある肉豚の名称	導入種豚の整理番号	導入種豚の血統証明番号	品種	性別	淘汰年月日	交配した豚の品種	交配した豚の血統証明番号	産次	分娩日	繁殖成績					備考
											総産子数		哺乳開始頭数		離乳頭数	
												うち正常産子数		うち里子		

（注）１　補助を受けて導入した特色ある肉豚生産のための種豚について、事業実施期間の翌年度から２年間、毎年度、３月３１日現在における管理状況について、翌年度の６月３０日までに報告すること。

２　導入した特色ある肉豚生産のための種豚に係る繁殖成績については導入した年度の翌年度分まで、１産以上報告することとするが、（注）１による当該報告ができなかった場合は、第７の５により導入年度後以降も当該要件が満たされるまで繁殖成績を報告すること。

３　「生産した特色ある肉豚の名称」欄には、生産者協議会等が作成する特色ある肉豚生産に係る規約等に基づき生産した肉豚の名称を記載すること。

４　血統証明番号は、養豚協会が管理する証明番号のほか、公的機関等が管理する証明番号（耳標番号等）を記入すること。

５　導入種豚が雄の場合にあっては、交配した雌の品種、血統証明番号、産次、分娩日及び繁殖成績を記入すること。

６　導入種豚が雌の場合にあっては、交配した雄の品種及び血統証明番号並びに当該導入種豚の産次、分娩日及び繁殖成績を記入すること。

７　種豚生産者等に対し繁殖成績を提供した場合、「備考」欄に提供先及び提供日を記載すること。また、繁殖成績以外に提供したデータがある場合は、その写しを添付すること。

８　家畜改良のために農林水産省、養豚協会、（独）家畜改良センター等にデータ提供される場合があることについて、あらかじめ事業に参加する生産者から同意を得た上で提出すること。

別紙様式第６号

令和　　年度養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金の交付決定通知のあった養豚経営安定対策補完事業（集団的肉豚能力向上支援事業）補助金について、養豚経営安定対策補完事業実施要綱別添１の第８の３の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

１　補助金適正化法第１５条の補助金の額の確定額（令和　年　月　日付け　農畜機第　　号による額の確定通知額）

金　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

４　補助金返戻相当額（３－２）

金　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

・事業実施主体が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

（　　）

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

（　　）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての生産者分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・事業実施主体が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料